



記者発表資料

令和3年1月8日
【全体に関すること】
千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部
(保健福祉局医療衛生部医療政策課)
電話 245-5802
内線 6952
【各施設に関すること】
別紙2、3一覧表を参照

緊急事態宣言の発出等に伴い、市施設の休館・利用制限等を実施します

千葉市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための政府による緊急事態宣言の発出に伴う千葉県の緊急事態措置を受け、市施設の夜間利用を停止するとともに、感染症拡大防止のため、1月12日以降も引き続き、休館・利用制限等を実施しますので、お知らせします。
(別紙1「緊急事態宣言発令に伴う市施設の利用制限について」を参照してください。)

1 期間

(1) 夜間利用停止

令和3年1月8日(金)から緊急事態宣言発出期間の末日まで

(2) その他の休館・利用制限等

令和3年1月12日(火)から緊急事態宣言発出期間の末日まで

2 休館・利用制限を実施する施設

別紙2のとおり

3 市が主催するイベントの中止等

別紙3のとおり

4 その他

各施設の休館・利用制限及び各イベントの中止等の情報については、以下の市ホームページを参照。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/covid-19/shisetsu.html>